

昭和村農業用資材等価格高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見通せない社会情勢にあつて、さらに農業用資材等の価格高騰による影響を受け、営農に大きな影響が生じている農業者に対し、経営継続を支援することを目的に、予算の範囲内において昭和村農業用資材等価格高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、昭和村補助金等に関する規則（昭和55年昭和村規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、税申告の定義は、法人税法(昭和40年法律第34号)第74条による確定申告、所得税法(昭和40年法律第33号)第120条による確定所得申告及び地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2による市町村民税の申告をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる農業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものであつて、今後も営農を継続する意思がある者とする。

- (1) 令和3年分税申告（法人にあつては、第6条に規定する補助金の交付申請を行う直前の事業年度における税申告とする。以下同じ。）をした者のうち、農業収入が50万円以上ある者であること。
- (2) 村内に住所を有する個人又は村内に主たる事業所を有する法人であること。
- (3) 昭和村暴力団排除条例第2条各号に規定する者でないこと。
- (4) 村税等の滞納がないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、令和3年分税申告の農業収入に基づき、次の区分に応じた額を交付する。

(1)	5,000万円以上		25万円
(2)	3,000万円以上	5,000万円未満	20万円
(3)	1,000万円以上	3,000万円未満	15万円
(4)	500万円以上	1,000万円未満	10万円
(5)	100万円以上	500万円未満	7万円
(6)	50万円以上	100万円未満	5万円

(補助回数)

第5条 補助金の交付回数は第3条に掲げる補助対象者に対して1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、昭和村農業用資材等価格高騰対策事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 令和3年分税申告に係る書類のうち農業収入があることがわかるもの

(2) 誓約及び同意書(様式第2号)

(3) その他村長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和4年10月17日から令和4年12月23日までにしなければならない。

(交付決定)

第7条 村長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、交付するものと決定したときは、昭和村農業用資材等価格高騰対策事業補助金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により、交付しないものと決定したときは、昭和村農業用資材等価格高騰対策事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 村長は、補助金を交付するものと決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 村長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2 村長は前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(報告及び調査)

第9条 村長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助対象者に対し報告を求め、又は職員を事業所及び住居に立ち入らせ調査させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付の決定を受けた者における第8条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

昭和村農業用資材等価格高騰対策事業補助金交付申請書兼請求書

昭和村長 堤 盛 吉 様

申請者 住所
個人又は法人名
代表者氏名（法人の場合）
電話番号

昭和村農業用資材等価格高騰対策事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請及び請求します。

記

1 交付申請額（請求額） _____ 円

※裏面の4 農業収入額区分により該当する交付申請額を記入してください。

※申請は補助対象者1人につき1回限りです。

2 振込先口座

金融機関名	銀行 金庫 農協 組合	本店	預金種類	1 普通 2 当座
		支店 営業部 出張所		
口座番号		フリガナ		
		口座名義		

※振込口座は、申請者と同一名義の口座となります。

3 添付書類

① 令和3年分税申告に係る書類のうち農業収入があることがわかるもの

法人：直近事業年度分の確定申告書（別表一）の写し及び決算報告書等（農業収入がわかる試算表など）

個人（青色申告）：令和3年分の確定申告書（第一表）の写し

（白色申告）：令和3年分の確定申告書（第一表）の写し

（住民税申告）：令和3年分の住民税申告書（両面）の写し

※電子申告をした方は「メール詳細（受信通知）」も添付してください。

② 誓約及び同意書（様式第2号）

③ 振込先口座の通帳の写し（表紙面及びカタカナ記載の表紙裏面）

4 農業収入額区分

令和3年分税申告の農業収入額	交付申請額
5,000万円以上	25万円
3,000万円以上 5,000万円未満	20万円
1,000万円以上 3,000万円未満	15万円
500万円以上 1,000万円未満	10万円
100万円以上 500万円未満	7万円
50万円以上 100万円未満	5万円

様式第2号（第6条関係）

誓約及び同意書

昭和村農業用資材等価格高騰対策事業補助金の交付申請にあたり、次の事項について、誓約及び同意します。

また、誓約及び同意の内容に偽りがあった場合は、補助金の交付決定の取り消し及び返還に異議なく応じます。

誓約及び同意事項

- 1 交付申請時において営農しており、本補助金の交付後も、営農を継続します。
- 2 申請者及び世帯員全員に村税等の滞納はありません。
- 3 昭和村暴力団排除条例第2条各号に規定する者ではありません。
- 4 本申請書の記載内容を確認するため、税申告に係る内容の閲覧及び村税の納付状況を調査することに同意します。

令和 年 月 日

昭和村長 堤 盛 吉 様

住所

氏名または法人名

代表氏名（法人の場合）

※自署または押印してください

様式第3号（第7条関係）

令和 年 月 日

様

昭和村長 堤 盛 吉

昭和村農業用資材等価格高騰対策事業補助金交付決定兼確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった昭和村農業用資材等価格高騰対策事業補助金について、下記のとおり交付を決定及び確定をしましたので通知します。

記

1 交付決定・確定額 円

※振込予定日は令和 年 月 日となります。

様式第4号（第7条関係）

令和 年 月 日

様

昭和村長 堤 盛 吉

昭和村農業用資材等価格高騰対策事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった昭和村農業用資材等価格高騰対策事業補助金について、下記により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 不交付の理由